

山口市地域包括支援センター運営協議会
設置要綱の一部改正

令和6年11月

高齢福祉課

山口市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部改正について

1 概要

令和6年8月5日付けで厚生労働省から「地域包括支援センター設置運営についての一部改正について」(以下、「国通知」という。)が示され、国通知の中で、地域包括支援センター運営協議会について改正が行われたことに伴い、本市の「山口市地域包括支援センター運営協議会設置要綱」を別紙新旧対照表のとおり改正した。

2 改正内容

第2条(所掌事務)

(1)センターの職員配置基準に関すること。

介護保険法施行規則の一部改正により、地域包括支援センターにおける職員配置基準が改められ、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法による職員配置や、複数の地域のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した人数をもとに職員配置を行うことが可能となったことから、新たに追加するもの。

(2)センターが総合相談支援事業の一部委託を行うことに関すること。

介護保険法施行規則の一部改正により、居宅介護支援事業所等が、地域包括支援センターから総合相談支援業務の一部について委託を受け、総合相談支援業務を実施することが可能となった。委託の実施にあたっては、あらかじめ地域包括支援センター運営協議会の意見を聴く必要があることから、新たに追加するもの。

ただし、本市では、現段階で総合相談支援事業の一部委託を行う予定はない。

(3)介護保険法第115条の22第4項に係る指定介護予防支援事業者の指定に関すること。

介護保険法の一部改正により、居宅介護支援事業者においても介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を実施することが可能となった。指定にあたっては介護保険法第115条の22第4項の規定により「当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」とされている。

上記の内容について国通知では示されていないが、介護予防支援サービスについては、地域包括支援センターとの関連性が非常に高いことから、本協議会において、居宅介護事業者の新規指定の状況の報告及び指定の方針等について意見を諮ることとするため、新たに追加するもの。

その他、国通知に合わせて、全体的な見直し及び字句の修正等を行った。

3 施行期日

令和6年11月1日

山口市地域包括支援センター運営協議会設置要綱 新旧対照表

新	旧
山口市地域包括支援センター運営協議会設置要綱 (目的) 第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置、運営及び評価等に係る必要な事項を審議し、センターの公正かつ中立的な運営を図るため、山口市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。 (所掌事務) 第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。 (1) センターの設置等に関する <u>(削除)</u> こと。 ア センターの担当する地域の設定 イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更 ウ センターの業務の委託先法人の介護予防・日常生活支援総合事業及び予防給付に係る事業の実施 エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業者の選定 <u>(2) センターの職員配置基準に関すること。</u> ア センターの職員配置基準について常勤換算方法を適用すること イ センターの職員配置基準について介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第140条の66第1号ロに定める複数のセンターの担当する区域の第1号被保険者数を合算することを適用すること（効果的な包括的支援事業等の実施のための各センターの役割分担やICTの活用を含めた情報共有・相互支援等の手法等を含む。） ウ センターの職員配置基準について法施行規則第140条の66第1号ハに定める小規模自治体等における特例を適用すること <u>(3) センターが総合相談支援事業の一部委託を行うことに関すること。</u> 運営協議会は、一部委託の内容が適切かどうか、次に掲げる事項等をもとにセンターの設置者に対して意見を述べるものとする。 ア 事業所の名称及び所在地 イ 事業の内容、期間、担当する区域並びに営業日及び営業時間	山口市地域包括支援センター運営協議会設置要綱 (目的) 第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置、運営及び評価等に係る必要な事項を審議し、センターの公正かつ中立的な運営を図るため、山口市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。 (所掌事務) 第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。 ア センターの担当する地域の設定 イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更 ウ センターの業務の委託先法人の介護予防・日常生活支援総合事業及び予防給付に係る事業の実施 エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業者の選定

ウ 事業を担当する職員の職種及び員数(4) センターの行う業務に係る方針に関すること。

運営協議会は、センターの運営方針及び総合相談支援事業の一部委託方針の内容の適切性や見直しの必要性等について、意見を述べるものとする。

(5) センターの運営に関すること。

ア 運営協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

- (ア) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書
- (ウ) 前年度のセンターの運営状況に関する評価の結果
- (エ) その他運営協議会が必要と認める書類

イ 運営協議会は、効果的なセンター運営の継続のため、事業が適切に実施されているかどうか、国が定める指標を踏まえて市が作成した基準に基づき、定期的に又は必要な時に、事業内容等を評価するものとする。この場合、事業報告書及び評価の結果のほか、次に掲げる点を勘案しながら点検・評価を行うものとする。

(運営全体に関するもの)

- a 組織・運営体制
- b 個人情報保護
- c 利用者満足度の向上
- d 公平性・中立性の確保

(個別の事業に関するもの)

- e 総合相談支援事業
- f 権利擁護事業
- g 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- h 介護予防に係るケアマネジメント
- i 市事業との連携

上記のほか、市及び運営協議会が必要と認めるもの

(6) センターの職員の確保に関すること。

運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や、地域の関係団体等の間での調整を行う。

(7) 地域の連携・支援体制等に関すること。(2) センターの行う業務に係る方針に関すること

運営協議会は、包括的支援事業の委託する場合に示す地域包括支援センター設置運営方針が適切かどうか、意見を述べるものとする。

(3) センターの運営に関すること。

ア 運営協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

- (ア) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書
- (ウ) 前年度のセンターの運営状況に関する評価の結果
- (エ) その他運営協議会が必要と認める書類

イ 運営協議会は、効果的なセンター運営の継続のため、事業が適切に実施されているかどうか、国が定める指標を踏まえて市が作成した基準に基づき、定期的に又は必要な時に、事業内容等を評価するものとする。この場合、事業報告書及び評価の結果のほか、次に掲げる点を勘案しながら点検・評価を行うものとする。

(運営全体に関するもの)

- a 組織・運営体制
- b 個人情報保護
- c 利用者満足の向上
- d 公平性・中立性の確保

(個別の業務に関するもの)

- e 総合相談支援業務
- f 権利擁護業務
- g 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- h 介護予防に係るケアマネジメント
- i 市事業との連携

上記のほか、市及び運営協議会が必要と認めるもの

(4) センターの職員の確保に関すること。

運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や、地域の関係団体等の間での調整を行う。

(5) 地域の連携・支援体制等に関すること。

運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、包括的支援事業を支える地域資源の開発、その他の地域の支援体制等に関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。

(8) 法第115条の2第4項に係る指定介護予防支援事業者の指定に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、運営協議会がセンターの公正及び中立性を確保する観点から必要であると判断した事項に関すること。

(組織)

第3条 運営協議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護保険のサービス事業者及び医療・保健・福祉に係る職能団体の関係者
- (2) 介護保険の被保険者、介護保険の利用者
- (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護・相談事業等を担う関係者、地域における連携・支援体制の関係者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、センターの公正及び中立性を確保する観点から必要と認められる者

(会長)

第4条 運営協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議の運営)

第5条 運営協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、運営協議会の開催方法について、対面による開催に限らず、ICT等を活用した遠隔での開催や書面開催等、地域の実情に応じて柔軟に取扱うことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は3年とする。ただし、委員が任期途中で辞任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、包括的支援事業を支える地域資源の開発、その他の地域の支援体制等に関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。

(6) 前各号に掲げるもののほか、運営協議会がセンターの公正及び中立性を確保する観点から必要であると判断した事項に関すること。

(組織)

第3条 運営協議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護保険のサービス事業者及び医療・保健・福祉に係る職能団体の関係者
- (2) 介護保険の被保険者、介護保険の利用者
- (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護・相談事業等を担う関係者、地域における連携・支援体制の関係者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、センターの公正及び中立性を確保する観点から必要と認められる者

(会長)

第4条 運営協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 運営協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は3年とする。ただし、委員が任期途中で辞任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(庶務) 第7条 運営協議会の庶務は、山口市健康福祉部高齢福祉課において処理する。 (その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 省略 <u>この要綱は、令和6年11月1日から施行する。</u>	(庶務) 第7条 運営協議会の庶務は、山口市健康福祉部高齢福祉課において処理する。 (その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 省略
--	---

山口市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置、運営及び評価等に係る必要な事項を審議し、センターの公正かつ中立的な運営を図るため、山口市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

(1) センターの設置等に関すること。

ア センターの担当する地域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更

ウ センターの業務の委託先法人の介護予防・日常生活支援総合事業及び予防給付に係る事業の実施

エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業者の選定

(2) センターの職員配置基準に関すること

ア センターの職員配置基準について常勤換算方法を適用すること

イ センターの職員配置基準について介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第140条の66第1号ロに定める複数のセンターの担当する区域の第1号被保険者数を合算することを適用すること（効果的な包括的支援事業等の実施のための各センターの役割分担やICTの活用を含めた情報共有・相互支援等の手法等を含む。）

ウ センターの職員配置基準について法施行規則第140条の66第1号ハに定める小規模自治体等における特例を適用すること

(3) センターが総合相談支援事業の一部委託を行うことに関すること。

運営協議会は、一部委託の内容が適切かどうか、次に掲げる事項等をもとにセンターの設置者に対して意見を述べるものとする。

ア 事業所の名称及び所在地

イ 事業の内容、期間、担当する区域並びに営業日及び営業時間

ウ 事業を担当する職員の職種及び員数

(4) センターの行う業務に係る方針に関すること。

運営協議会は、センターの運営方針及び総合相談支援事業の一部委託方針の内容の適切性や見直しの必要性等について、意見を述べるものとする。

(5) センターの運営に関すること。

ア 運営協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

(ア) 当該年度の事業計画書及び収支予算書

(イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(ウ) 前年度のセンターの運営状況に関する評価の結果

(エ) その他運営協議会が必要と認める書類

イ 運営協議会は、効果的なセンター運営の継続のため、事業が適切に実施されているかどうか、国が定める指標を踏まえて市が作成した基準に基づき、定期的に又は必要な時に、事業内容等を評価するものとする。この場合、事業報告書及び評価の結果のほか、次に掲げる点を勘案しながら点検・評価を行うものとする。

(運営全体に関するもの)

- a 組織・運営体制
- b 個人情報の保護
- c 利用者満足度の向上
- d 公平性・中立性の確保

(個別の事業に関するもの)

- e 総合相談支援事業
- f 権利擁護事業
- g 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- h 介護予防に係るケアマネジメント
- i 市事業との連携

上記のほか、市及び運営協議会が必要と認めるもの

(6) センターの職員の確保に関すること。

運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や、地域の関係団体等の間での調整を行う。

(7) 地域の連携・支援体制等に関すること。

運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、包括的支援事業を支える地域資源の開発、その他の地域の支援体制等に関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。

(8) 法第115条の2第4項に係る指定介護予防支援事業者の指定に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、運営協議会がセンターの公正及び中立性を確保する観点から必要であると判断した事項に関すること。

(組織)

第3条 運営協議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護保険のサービス事業者及び医療・保健・福祉に係る職能団体の関係者
- (2) 介護保険の被保険者、介護保険の利用者
- (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護・相談事業等を担う関係者、地域における連携・支援体制の関係者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、センターの公正及び中立性を確保する観点から必要と認められる者

(会長)

第4条 運営協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議の運営)

第5条 運営協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、運営協議会の開催方法について、対面による開催に限らず、ICT等を活用した遠隔での開催や書面開催等、地域の実情に応じて柔軟に取扱うことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は3年とする。ただし、委員が任期途中で辞任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、山口市健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年2月2日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行の日以降最初に委嘱する委員の任期は、第6条第1項の規程にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行の日における委員の任期は、改正前の要綱第6条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の適用は、山口市介護保険条例附則第16項の規則で定める日の前日までは従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。